

# 子どもの貧困対策に関する検討会 第4回議事録

日 時：平成26年6月5日（木）13:30～16:30

場 所：中央合同庁舎4号館12階共用1214特別会議室

出席者：

（構成員（敬称略））

宮本みち子座長、新保幸男座長代理、大塩孝江、小河光治、末富芳、高橋遼平、  
鉄崎智嘉子、道中隆、山野則子、大山典宏、古瀬清美

（内閣府）

岩淵豊子ども若者・子育て施策総合推進室長

加藤弘樹政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（子どもの貧困対策担当）

（文部科学省）

有松郁子大臣官房審議官（生涯学習政策局担当）

義本博司大臣官房審議官（初等中等教育局担当）

大谷圭介生涯学習政策局参事官（連携推進・地域政策担当）

（厚生労働省）

小野太一雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

議事次第

1. 開 会

2. 前回議事録の確認

3. 議題

（1）討議

・大綱案の盛り込むべき事項について（意見の整理）

（2）今後のスケジュールについて（事務局）

4. 閉 会

○宮本座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第4回「子どもの貧困対策に関する検討会」を開催したいと思います。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございました。

まず、構成員等の出欠状況について、事務局からお願いいたします。

○加藤参事官 事務局でございます。

本日の第4回検討会でございますが、構成員の皆様、全員に御出席いただいております。

ありがとうございます。

○宮本座長 それでは、最初に配付資料と前回の議事録について確認をお願いいたします。

○加藤参事官 それでは、配付資料でございます。

机上の資料の議事次第の下の方に一覧で示しておりまして、今回につきましては、本体の配付資料として2点、参考資料1点ということでございます。

資料1が前回の第3回検討会議事録の案。これにつきましては、毎回でございますけれども、あらかじめ構成員の皆様には御確認をいただいておりますので、特に内容に問題がございませんでしたら、本日以降、内閣府のホームページで公開させていただき扱いをとらせていただきたいと思います。

資料2は、大綱案に盛り込むべき事項について（意見の整理）（案）ということになります。

参考におつけしていますのは、第1回の配付資料にもなったものでございますが、4月4日の対策会議の決定と4月9日付での内閣府特命担当大臣決定、この検討会の開催の根拠になる資料を参考におつけしてございます。

以上です。

○宮本座長 どうもありがとうございました。

議事に入る前に、前回の会議で質問がございました「児童扶養手当を二十歳まで引き上げた場合の必要となる財源額」についてでございますけれども、厚生労働省のほうからこれについて御回答いただくことになっています。

よろしく申し上げます。

○小野家庭福祉課長 厚生労働省家庭福祉課長でございます。

前回、御質問のありました児童扶養手当を二十歳まで引き上げた場合に必要となる財源額でございますけれども、総額で約420億円でございますして、国庫負担が3分の1でございますので、約140億円の義務的経費の増ということでございます。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございました。

それでは、早速、議題のほうに入りたいと思います。

これまでの3回にわたりまして、構成員とそれから外部有識者からの非常に豊富なプレゼンを行っていただきまして、大綱に盛り込むべき事項について、討議をしまいいりました。

前回までの御意見を取りまとめたものが、お手元にある「大綱案に盛り込むべき事項について（意見の整理）（案）」でございます。

本日は、この資料のテーマごとに確認をして、最終的に本検討会の意見の取りまとめということにしたいと思っております。

初めに、配付資料についての説明を事務局のほうからお願いします。

○加藤参事官 失礼いたします。

事務局から簡単に資料の御説明をさせていただきます。

まず、お手元の参考の資料を御覧いただきますと、第1回の検討会でお配りしているものでございますが、4月4日の第1回の対策会議におきましては、一番最後の「3」のところでございます。

大綱案をつくっていくわけですけれども、大綱案の作成に資するため、内閣府特命担当大臣のもとで関係者の意見を聴取する会議を開催することとして、その会議の運営は、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て内閣府が行うということの決定を得まして、次のページにこの検討会の開催についてということで、内閣府特命担当大臣決定、4月9日付でございます。

こちらにもございますとおり、大綱案の作成に資するため、幅広く関係者の意見を聴取する場としての検討会、今の座長からもお話しいただきましたけれども、これまで3回、今回が4回目ということでございますけれども、幅広い意見を寄せていただきまして、それをこのたび、お手元の資料2のとおり整理させていただいた次第でございます。

毎回、詳細な議事録の記録がございまして、これをベースに皆様から、また外部の有識者の方々も含め、いただいた幅広い意見を整理いたしまして、整理の観点といたしましては、複数出た意見、重複と申しますか、そういったものは1つにまとめてということもございますし、いただいた意見、多少、趣旨が不明確な点があるとなれば、そこを具体的に分かりやすくするといったような心得で作業に当たらせていただきました。

そういった形で事柄を整理しまして、あと項目は法律のほうで大綱案に掲げる事項がございますので、それを掲げる形で5点、資料2の1ページ目の「1. 基本的な方針に関する意見」と「2. 子供の貧困に関する指標・改善施策に関する意見」。

次の2ページ、「3. 子供の貧困対策に関する施策に関する意見」ということで、ここはさらに詳細な項目が立ちます。「1 教育の支援」ということで、これがずっと続きまして、5ページにかかるところまでございます。そして「2 生活の支援」が続きまして、それが7ページまでございます。

7ページのところで「3 保護者に対する就労の支援」、8ページ「4 経済的支援」、これが施策の関係ですね。

8ページのその下に「4. 」ということで、もう一つ別の項目が立ちまして「子供の貧困に関する調査研究」の関連でございます。調査研究に関する御意見になります。

9ページ、最後のところで「5. 施策の推進体制等」に関する御意見ということで立て

させていただきます。

各項目ごとに御確認いただきまして、追加や補足の御意見ももちろんですし、関連の御議論など賜って、さらに整理を進めていただければと存じます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○宮本座長 ありがとうございます。

それでは、今、事務局のほうからこの意見の整理の案についてお話を伺いました。

それで、本日の会議は3時間ですが、今日のうちにこのたたき台、これについて皆様からの御意見を全部吸い上げて、それをもとにして整理をして大綱の作成作業に回すということになっておりますので、できるだけ多くの意見をいただきながら、最後まで行かなければいけないということですので、お願いとしましては、このたたき台について御意見、足りないところ、間違いがあるところ、あるいはその他いろいろ御意見をいただくとしまして、できるだけ早く構成員の方からたくさんの意見をいただけるように、そういうことでお願いしたいと思います。

1つの項目ごとに15分ずつ意見交換、発言の時間というものを確保して、最後の項目まで行き着きたいということでございますので、そのあたり御理解いただいて、御発言いただければありがたいと思います。

それでは、早速ですけれども、討議に入ります。

まず、初めに1点目です。「1. 基本的な方針」についてです。

御意見のある方はお願いいたします。

どうぞ。

○高橋構成員 まずもって、私の発言のみならず、学生の意見の集約であるユースミーティング版大綱案も含めて、取りまとめ案に網羅的に取り上げていただけたことを心から感謝申し上げます。

それで、ぜひお願いしたい点は、文言についてなのですが、冒頭の前文の最後に「意見を大綱案に適切に反映するよう期待する」とありますが、ここをぜひ検討会で取りまとめられたすべての意見を大綱に適切に反映させることが実効性のある貧困対策の大前提ですので、表現を「期待する」ではなく「より強く求める」だとか「要請する」だとか、より強力な表現にしていきたいと思います。

また、あらゆる項目の最後に「必要」とありますが、すべて前提として必要なものだと思いますので、あえて必要と書き込まず、体言止めなどを使って、言い切る形で記載してほしいと思います。

以上です。

○宮本座長 必要でないところは言うていただくということで、意見交換しないで進めたいと思います。

続いていかがでしょうか。

では、道中構成員。

○道中構成員 私のほうからは、1の基本的な方針というところを再度確認させていただきます。総じて、幅広く各般、領域にわたりまして、ここに吸い上げていただいていることはよく分かりました。

まず、細かい話なのですが「子供」という漢字の使い方について指摘させていただきます。文科省では漢字で「子供」を使っています。学習指導要領とか全部この漢字のほうの「子供」です。本案のタイトルに書かれていますのは、法律名称のほうが「子ども」なのですが、各論のこれらをずっと眺めてみますと、いかにも各省ばらばらという印象が否めません。どこか脚注をつけるなど、この文言を統一化して全体の整合を図っていただきたい。これはまだ入り口の話です。

それから、3点私のほうから申し上げたいことがあります。

1つは、就労促進、自立の促進に関する取組はもちろんのこと、親の家庭の経済状況等、そういったものに影響を受けずに教育に対する支援が行われるという施策の取組は非常に重要であります。そういった各論の取組は幅広く実施していただくことが大切であると考えています。要するに、子どもの権利主体というところに最も着眼をしていただいて、親の事情とか、親の困難さといったものと、子どもは切り離して別々の施策としたセパレート政策をシフトする、こういう政策転換を図っていただくということが非常に重要であり、ここがキーワードになっています。

親の事情によって、それぞれ子どもの対応が異なってくるということなく、やはり子どもの権利主体というものをしっかりと認識し、ここに主眼を置いて取り組むという政策転換を図っていただきたいと思います。

これが1つ目です。

2つ目です。

現行の施策とか、あるいは、今後、講じられるであろうという施策を含めまして、その施策の実現に効果、成果が上がるように努力をしていただくということなのですけれども、それぞれ各施策の趣旨、目的に沿った形で確実に実行できるような仕組み、つまり各施策を横串しで刺した政策、つまりパッケージ政策として担保できるようなものにしていただきたいと考えます。

3点目でございますけれども、これはすべての子どもたちに各制度の谷間に落ちこぼれていくことのないように配慮が必要です。制度というものはパーフェクトではありません。必ずどこかでその隙間のネットからこぼれ落ちてくるであろうということが考えられます。想定外で起きてくるということも含めまして、必ず落ちこぼれないように、すべての子どもに必要な支援が届くように、横断的な調整あるいは整合が図れるような形でそれをお願いしたいということがあります。

抽象的な表現で分かりづらいかもかもしれませんが、例えば、具体的に申し上げますと、児童扶養手当の改正あるいは奨学金を例に考えますと、文科省による給付型の奨学金が仮に実施された場合、厚労省の所管では、生活保護受給層については、大原則として収入認定

をしてしまいますよね。

そうすると、本来のそこの方の趣旨目的というものが活かされない。それぞれの立場でまた違うわけですから、そこら辺のあたりを特段の教育的な配慮がやはり必要であると考えます。今の例示からさらに、既に奨学金を借りていた方が返還している場合に、その償還金については、税制で控除をすとか、何らかの手当てをすということも視野にいれるということです。これから給付を受ける層と既に返還を始めている層との公正さや整合を図る必要があります。さまざまなところでの矛盾や不整合により、支援が届かなくなることはないよう、各省別々ではなく横断的な整合、調整をぜひ内閣府のほうにはお願いしたい。

以上3点です。

○宮本座長 今、道中構成員から出された、子どもの貧困対策に関する取組において3点、取組項目の3つのところに明確に打ち立てるといようなことでよろしいですか。

○道中構成員 それで結構だと思っています。

○宮本座長 今の件については、何かお言葉ありますか。

よろしいですか。

では、先に行きます。

どうぞ、ほかの方。

では、山野構成員、お願いします。

○山野構成員 とても簡単なことなのですけれども、1点、1番の「基本的な方針に関する意見」のところで、4本柱ということで、教育支援、生活支援、あと2つ書かれているのですが、中身を見せていただくと、保育に関する意見もたくさん出ていましたし、保育の質のことも書かれていますので、教育・保育支援みたいに「保育」という言葉が入らないかなと思いました。

以上です。

○宮本座長 確かにこれは中を見ると、保育について、今回、かなり整理をやっている意味で妥当ではないかと思いますが、いかがですか。

では、大塩構成員。

○大塩構成員 1点文言なのですけれども、1の「緊急度の高い子供（生活保護受給世帯の子供、ひとり親家庭の子供、児童養護施設や母子自立支援施設等の社会的養護の子供等）」のこれは「母子生活支援施設」に直していただきたいことと、やはり、この1の基本的な方針ですので「子供の貧困問題解決は、未来の日本を支える重要な取組」といような文言を入れていただきたいなと思います。

1つは「母子生活支援施設」に直していただきたいということと、もう一つは、再度「子供の貧困問題解決は、日本の未来を支えていく」という、そこを入れていただけたらなと思います。

○宮本座長 今の大塩構成員の御発言に反対は多分ないだろうということによろしいです

か。

どうぞ。

○小河構成員 意見の取りまとめをいただきありがとうございます。

私からは2点あります。

先ほどの道中先生に重なるのですが、制度の谷間、例えば生活保護を受けていらっしゃる、社会的養護を受けていらっしゃる。そういうところにまだ守られている人はいいのですが、そうではないところですよ。制度の網目から落ちてしまうところの子どもたちをしっかりと支えるということがとても大切です。

実際、あしなが育英会にも、奨学金を受けている方で、生活保護を受けていらっしゃる方はある程度生活基盤は整っているのですが、そうではない方のほうがより深刻なケースが最近非常に増えてきているということもありますので、ぜひともそこを重ねてお願いしたいということ。

もう一つ「生活保護あるいはいろいろな手当で親子の生活を下支えた上で、子どもの支援をさらにそれに積み増す」というような表現も加えていただければありがたいと思います。

以上です。

○宮本座長 では、鉄崎構成員。

○鉄崎構成員 これは最後に言うことかもしれませんが、大綱案を作成して実行するに当たりまして、これはあくまで国の責任の範囲においてのことであるということの前に打ち出しているのでしょうか。

ということは、例えば、財政的な問題で、国が100%の責任を持つ考えでこの長いスパンがかかってもいいのですけれども、ここを遂行していくのか、またそれとも、それが都道府県、自治体にいろいろ財政的に負担がかかってくるということになるのかどうかということで、実際にいろいろな制度とか、法がありましても、これが自治体に対して例えば3分の1とか2分の1の負担ということになりますと、実際に全部の人がその恩恵を受けるというところに来るまでに今でもすごく時間がかかっているのですね。

例えば、高等技能訓練促進費でも、各市郡が全部オーケーと言ってくれるまでには、大阪府でも何年もかかりました。だから、そこまでの明確な国の補償というものでやるということを出していただけるのかどうかとお聞きしたいというのが1つなのです。

それと、あと児童扶養手当とか、そういうところは、後で言ったほうがいいのですよね。今はもうあれですね。この問題だけでいいのですね。

○宮本座長 今の手続に関する御質問は、国の責務でやるのか、地方自治体とはどのような関係になるのかとなっているのですが、参事官のほうから。

○加藤参事官 失礼いたします。今、鉄崎構成員の御指摘に関してですけれども、法律のほうで子どもの貧困対策推進法のほうでも、大綱につきましては、これは政府として用意すべきもの、策定するものということになっておりまして、第1回でも制度のフレームを

御説明した際に触れたかと思うのですが、後々大綱ができますと、これを踏まえ、勘案していただいて、各地方公共団体、特に法律上では都道府県に明示して、都道府県に都道府県計画を策定してもらうように、これは法律の整理としては策定の努力義務の形をとっておりますけれども、そのように一応、それぞれの守備範囲といいますか、分けて整理されていますので、今、お取り組みいただいている、いろいろ御意見もいただいている大綱案というものは、政府の取組のベースのものであると御理解いただきたいと思います。

○鉄崎構成員 今、政府の時点までですね。

○加藤参事官 はい。そういうことになります。

○鉄崎構成員 分かりました。なるべくそれを努力義務から義務にさせていただくと、地方自治体も積極的にやってくれると思うのです。

○加藤参事官 そうですね。そこはまた、政府としても働きかけ、自治体との関係でのということがあろうと思います。

○鉄崎構成員 自治体の辛い面もありますけれども、その辺よろしく。

国がなるべく大きな範囲を背負っていただけたらとお願いいたします。

○宮本座長 そのほかにいかがでございましょうか。

どうぞ。

○大山構成員 理念的な整理について、私からは2点お願いができればと考えております。

1点目は、貧困対策という、どうしても恩恵的なかわいそうな子どもを救うための施策だと誤解されがちなのですが、貧困対策を求める権利が子どもにあるのだということ、大人にはそれを保障する義務があるのだということを確認にさせていただきたい。

2点目として、子どもの貧困対策は、社会保障というよりも、未来への投資として不可欠なものだという視点はぜひ入れていただきたいと思います。

以上です。

○宮本座長 反対はないと思いますので。どうぞ。

○古瀬構成員 古瀬です。

「緊急度の高い子供」の中に、虐待を受けている子ども、施設に入れなくても貧困状態と児童虐待は密接に関係をしているので、虐待、被虐待児なのか、虐待を受けている子どもは入らないでしょうか。

○宮本座長 今の古瀬構成員のお話は、1の項目のところ、ポツのところですね。そこに追加で「虐待」というものを入れるべきということですね。

○古瀬構成員 「緊急度の高い子供」のところの「社会的養護の子供等」に含まれるのかなとは思いますが、今、まさに虐待の相談件数が本当に倍々で増えている中で、貧困と虐待というのは密接不可分だと思っているものですから、どこかその「緊急度の高い子供」の中に表記をしていただければ幸いです。

○宮本座長 よろしいですね。

そのほか。1の件で。



末富構成員。

○末富構成員 先ほどの大山構成員の発言にもあったのですけれども、子どもの貧困対策というのは、未来への投資なのだという観点から、この基本的な方針のところでもう少し表現を追加していただきたいのが、教育支援のところにも少しだけ出てくるのですけれども、基金だとか、交付金の話はあるのですけれども、そのほかに経済的支援だとか、例えば給付型奨学金の拡充も含めて、財政的な基盤を整えていくことの重要性を盛り込んでいただきたいということです。

その根拠は、やはり子どもの貧困対策というのが、タックスユーザーをタックスペイヤーに変えることのできる数少ない手段であるということ、決してこれはただのかわいそうな子どもへの支援ではなくて、この国の未来をつくっていくということであるので、財政状況が厳しい折だからこそ、財政的な基盤を整えることの重要性を盛り込んでいただきたいと考えております。

○宮本座長 先ほどの子どもの未来への投資であるというところを、さらに文言を少し具体的に入れてということですね。

○末富構成員 はい。できるだけ財政的基盤を整えるというところにまで踏み込んでいただくと安心であると考えます。

○鉄崎構成員 現実に今の問題でも高校までの無料化ではなしに、大学まで教育を誰でも受けられるか、国がそこまでの無料化にする、教育を大学卒業まで、もちろん就学前の幼児の教育も大事だということですので、それだけまた長くなりますけれども、その教育の1から最後まで全部を国が見る。それはあと10年計画であろうが何十年計画であろうが、国がそこまでの決意を持ってこの大綱をつくって、そういう意味も盛り込んでいただきたいと思えます。

○宮本座長 今のお話はこの1のところの意見ですね。

あとの3のところから教育の支援になるのですが、どこに位置づけたらいいのか。

○鉄崎構成員 ただ、国の姿勢としては遠い将来を見据えてでもそこまでの心意気があって、そういう日本の国の将来のために教育が一番だと思うので、学校教育、そして、特殊な専門教育というものに国の費用で行けるという方向に向けていただけたらと思えます。そういう思いが少しでもあれば、この1番に入れていただきたいのです。

○宮本座長 1番のところは子どもの教育、幼少から高等教育まで、子どもの教育というものが未来への投資として非常に重要であるという意向をまず入れて、後の教育の項目のところでもより具体的に、またこれから御発言いただければと思えます。

そのほかいかがですか。1はこれでよろしいでしょうか。

細かい文言等は何か御意見があると思えますけれども、それは後日別途内閣府のほうにお出しいただいて、最後整理した形で反映させていただくということにしたいと思えます。

それでは、1は一通り終わりにしまして、2にいきたいと思えます。「子供の貧困に関する指標・改善施策に関する意見」ということで、3つ〇がついて項目が立っております。

では、御意見ををお願いします。

○高橋構成員 1つ目の○のところで、大学とありますけれども、さらに高校の調査もしてほしいと思います。進学率を含めて中退率、中退状況までをお願いします。高校の中でも全日制や定時制、通信制別で調査してほしいと思います。さらに大学に加えて短大や専門学校も別で、進学率と同様に中退率や中退状況まで調査してほしいと思います。

2つ目の○のところで、都道府県別に子どもの貧困率を出してほしいと思います。実際に施策を行う都道府県が危機感を持って対策を行っていくためにも、自分の地域の現状が見える化されることが重要だと思います。ですので、都道府県別さらには市区町村別でもぜひ子どもの貧困率を出していただきたいと思います。

以上です。

○宮本座長 今の高橋構成員の御発言に何か御意見ありますか。

末富構成員、どうぞ。

○末富構成員 1つ目の○のところなのですけれども、高橋構成員が言われたことに加えて、小中学校の登校状況も極めて重要な指標ですので、ここを出していただけると助かるということ。

それから、②のスクールソーシャルワーカー、相談員、支援員等の配置し職務状況なのですが、私が義務教育と関連して市町村と申し上げた記憶があるのですが、もう一つ、とりわけ義務教育が終わった後になりますと高校段階では都道府県が所管する部分が大きくなりますので、都道府県も入れていただけると助かると思います。

実際に都道府県でスクールソーシャルワーカーを配置して、高校進学以降も支援を行っている例もございますので、お願いできればと思います。

○宮本座長 そのほかいかがでしょうか。

山野構成員、どうぞ。

○山野構成員 支援の指標としてずっといろいろ議論にあったと思うのですが、例えば奨学金であるとか就学援助だとかが周知できたのかというところの周知率であるとか、援助者側のこちらが提供しているほうの指標というものをこの中のどこの枠に入るのか分からないのですが、1つはそういった何%情報提供したのかということ。

それから、学校は全数把握できるというお話を私もさせていただいたのですが、この間の神奈川県的事件のように、乳幼児期から学校までつながっていない実態もあります。要保護児童対策地域協議会みたいな連絡会を法的に立ち上げてほしいということも前も言わせてもらったのですが、要保護児童対策地域協議会だったら、設置率というものが全国自治体で何%設置しているかということが明らかになっています。設置率が指標の1つになっていると思うのです。そういった何という名称なのか分かりませんが、子どもの貧困対策連絡会のようなものの設置率、全数把握の指標を示せる学校区ごとにどれぐらいのパーセントなのかというような指標を出せないかと思いました。

以上です。

○宮本座長 どうぞ。

○小河構成員 小河です。

2つ目の○の①のところですが、年齢別貧困率等と真ん中にありますが、これは年齢別のみならず世帯構成別、あるいは世帯の中でも子どもの数が何人いるかということも含めた貧困率等というものも入れていただくとありがたいということ。

それから、ここに加えて先ほども古瀬構成員からもありましたように、貧困と虐待とは非常にリンクしているというお話がありました。そういう意味では貧困問題から発生した虐待とかいじめとか不登校、そういった個別課題の発生率等も把握していただくということがあれば、ありがたいと思います。

以上です。

○宮本座長 末富構成員、どうぞ。

○末富構成員 2つ目の○に関連してなのですが、多分指標が重複しているのではないかというのが、2つ目の○の②で社会福祉士を常勤で配置している学校の割合なのですが、先ほどの最初の○の②の都道府県、市町村の指標と重複というか、恐らく包含関係にあると思いますので、このあたりは少し指標を整理しなければならない。学校は全部把握することは不可能ではないですが、現在のところはスクールソーシャルワーカーの配置については、そもそも配置の形態そのものが議論になる段階ですので、急に学校になると施策としての負担感がかなり大きいのではないかとことは懸念しております。

ただし、学校にスクールソーシャルワーカーの配置が不必要だということを示しているのではなくて、急に学校を指標化することではなく、まず都道府県や市町村の配置状況を充実させていった上で学校段階への充実というものを図っていくという捉え方が重要だろうということです。

それから、学校を中心としたソフト面の指標の設定につきましても、これは私が申し上げたのですが、項目が若干練られておりませんでしたので、ハード面でいいますと先ほども出てきましたが、進学率だとか不登校率、中退率といった登校状況のほかに、健康状態、これは後ほども出てきますが、学校での法定検診と絡んでなのですが、発育状態、身長、体重、過度に痩せ過ぎていないかとか逆に過度に太り過ぎていないか。瘦身児とか肥満児の統計は文科省でとられています。そういった健康指標などは非常に重要なので、ハードな面はそうした既存の指標でとれている部分があるので、その部分の整理が必要だということです。

ソフト面なのですが、これも私が言葉足らずで「1人でさみしくないか」ということは何が言いたかったかということ、家庭や学校での孤立感というものはかるといえるか、支援していく必要がある。人間関係や感情面なのですが、これは「感情」と表現すべきか「情緒・感情」と表現すべきか私も迷ってはいるのですが、情緒障害児も非常に増えておまして、恐らくこれが子どもの貧困状態と関連があると考えられますので、このあたり情緒や感情面での指標と改めていただいたほうがよいと思います。

あわせて、後ほどの教育の支援のところとも関連するのですが、この検討会ではスクールソーシャルワーカーの重要性が議論されてきたのですが、実は子どもの感情であるとか情緒面の支援においては、これまで推進されてきたスクールカウンセラーの役割も同様に重要でございますので、スクールソーシャルワーカーのみが重要ということではなくて、このソフト面の指標と関連して子どもの生活状況全体を支援するスクールソーシャルワーカー、子どもの感情や情緒面を支援していくスクールカウンセラーの役割というものも同様に盛り込んでおいていただくと、より充実した支援につながるのではないかと考えております。

以上です。

○宮本座長 今の御発言も異論ないということによろしいでしょうか。

そのほかいかがでしょうか。

どうぞ。

○山野構成員 今の御発言にも関係するかもしれないのですが、子どもを中心としたソフト面の指標の設定のところ、例えば保育の質とか教育の質というものが後で出てくるのですが、これも指標化して、例えば主体性を育成するような保育や教育が行われているのかということが指標化できないかと思いました。

もう一つは、先ほどの制度をきちんと周知させているかという点ですが、学校でそれぞれの御家庭に、就学援助というものはこんなものですという説明とともに、一人一人の御家庭にサービス一覧を提示し、利用希望やすでに利用しているなどチェックして、学校に返してもらった学校の取組などもありました。つまり伝えるだけでなく、その反応を返してもらうことで家族のニーズを把握する。そんなやり方を学校レベルで投入することで家庭の経済状況、サービス利用状況の把握している率を指標にする。

また、そのような把握の中で、保護者がきちんと子どもに向き合って生活保護を説明しているかなども把握する。生保家庭であるということ子どもに説明しているところの家庭のほうが、子どもさんの主体性とか自立心とかが育っていったということもあり、子どもに親がきちんと説明しているのかみたいなこともここで入れられないのか。これは今までに言っていない意見ですが、子どもを中心として子ども目線で説明を受けているかということが入らないかと思いました。

もう一点、先ほどの社会福祉士の学校の割合ということをおっしゃってくださったとおりだと思います。社会福祉士を入れている割合のみならず、きちんとマニュアルをつくったり、守秘義務をかけているとか、とにかく人を配置すればいいというものではなく、仕組みとかルールとか枠組みをきちんとつくっているのかということも1つの指標ではないかと思いました。

以上です。

○宮本座長 よろしいでしょうか。

私のほうからちょっと追加させていただきます。もしかしたら、今、発言の中にあつた

かもしれませんが、1つ目の○の④のところですけども、大学進学率とか大卒後の就業状況と書いてありますけれども、高校進学率を飛ばしてしまっただけではないだろう。

あと、その後の中退率です。大学に関しても中退率が重要な指標になるだろうということで、追加したほうがいいと思います。

それから、大卒後の就業状況だけ書いてあるのですけれども、これは一般的に学卒後の就業状況だと思いますので、中卒、高卒、大卒その他、それぞれ最後の学校段階の後の就業状況、これは一つ一つ重要な指標かと思います。

どうぞ。

○小河構成員 今回のことに関連しまして、先ほど高橋構成員の発言が、進学率のことは言わなかったものですからよく伝わらなかったのだと思いますけれども、特に高校の中でも今、宮本先生がおっしゃったように、全日制に行っているのか通信制に行っているのか定時制に行っているのか。定時制に希望して行っているのだったらいいのですけれども、そこしか行けないという問題があったりとかという問題も大きいので、その内訳も含めて進学率というところと、中退の状況については中退率というその年度の中退を見ても実は本当の姿が見えない。100人入学しました。卒業したのが何人ですかという中退の把握ということも大切だと思います。

○宮本座長 中退のカウントは文科省のカウントの仕方と入学したクラスの中で最後に何人残るかというカウントの仕方では状況が違ってきますということですね。

よろしいでしょうか。

○末富構成員 もう一点だけ忘れておりました。

1ページの一番下なのですけれども、指標を設定して数値目標を設定すると書いてあるのですが、子どもの貧困の改善状態に関する数値目標を設定しないと、現状何%ですねになってしまうので、子どもの貧困状況を改善していくための指標という位置づけを明確にするように文言を修正いただければと思います。

○宮本座長 反対はないと思いますので、よろしいでしょうか。

では、3のほうに移ります。「子供の貧困対策に関する施策に関する意見」ということで、一つ一つ分かれておりますので、教育の支援について御意見をいただきたいと思いません。

○大塩構成員 就学前教育の充実のところ、ぜひ最初の基本のところにも出ておりましたけれども、保育所の充実も入れていただきたいと思いません。

○宮本座長 そのほかいかがでございますでしょうか。

○高橋構成員 保幼小の連携などとありますけれども、中学校まで、つまり保幼小中の連携にしていきたいと思いません。

場所は一番最初の○のところの2つ目のところ。保幼小なので保幼小中までにしていただきたいです。

○宮本座長 就学前教育の充実というところに2つ黒ポツが来ていまして、今、2つ目の

ところに保幼小となっているのですね。これもちょっと、就学前教育というところに小中まで入っているのですが、就学前教育とその後の小との連携のところを言おうとしているのですね。そうすると、中との連携は場所を変えたほうがいいのかと思いますね。置く場所はまた御検討いただくということで、今回の提言の1つの重要なポイントは就学前教育が非常に重要だということをきちんと入れていくということだと思えるのですが、まずこのところはそうして、中学、その後中と高の連携も重要ですね。全部が連携問題というところがあるかと思いますが、これは事務局のほうで受けとめていただきます。

そのほかいかがでしょうか。

○末富構成員 就学前教育につきましては、生活保護の未受給問題と関連しまして、そもそも保育ニーズを有する世帯が就学前教育につながっていないという問題が指摘されていたと記憶しているので、保育ニーズを有する家庭の掘り起こしと就学前教育への接続といった表現を盛り込んでおいていただくほうがよいのではないかと思います。

○宮本座長 保育所にも幼稚園にも行かず、家にいて、所在が全然分からないということも起こるわけですね。

就学前教育は幼稚園や保育所と小学校というところなのですが、家庭教育に関してはここで言わなくていいのでしょうか。どこかに入っているのですか。就学前教育に関しては、家庭における親の教育支援というものが重要な柱としてあると思うのですが、もしかしたら落ちているような気がしますので。先日阿部さんがおっしゃっていましたが、親に対する教育支援は課題になっていますね。

そのほかいかがでしょうか。

○鉄崎構成員 今、保育所の話も出ましたけれども、保育所の場合、待機児童というものがどれだけというデータも既に出ておりますが、就学前教育というものが本当に必要になってくれば、保育所、幼稚園、そして小学校という今の割り方というものを全体として考え直すということもできるのではないのでしょうか。5歳児までの教育が必要であるということで、5歳児から小学校1年生にしようかという話も出ております。だから、幼稚園、保育所というものも小学校と1つの線に乗せてしまうということもできるのではないのでしょうか。ばらばらに考えずに一本にしてしまうと、すべての子どもが就学できるということになるのではないかと思います。

○宮本座長 どういうふうに盛り込みますか。

○鉄崎構成員 それは現実の話としてどうなのか、できるかどうかとは思いますが、

○宮本座長 当面言えるのは、すべての子に就学前教育の保証ですね。

○鉄崎構成員 それを就学ということにしてしまえば。

○宮本座長 ちょっとそこまで十分な議論をここでしているわけではないので、押さえておくとしたら就学前教育をすべての子どもに保証するというのでしょうか。

どうぞ。

○山野構成員 幼稚園の無償化というところ、後ろのほうで特別支援教育のことも出ているのですが、幼稚園のほうでの特別支援の加配の制度であるとか、保育園は先に行っていますけれども、その辺の充実、幼稚園の特別支援ニーズに対する充実ということも入れたほうがいいのではないかと思ったのが1つ。

先ほど宮本先生がおっしゃられた、家庭教育というところと子育て支援という部門との連携、幼保小だけではなく、家庭教育、保育部門中心ですけれども、子育て支援は幅広く展開されていますので、そこも文言に入れたらどうかと思いました。

○小野家庭福祉課長 厚労省でございます。

先ほどの宮本先生と今、山野先生がおっしゃられた親のアプローチの件なのですけれども、5ページの2の(1)保護者の生活支援のところの3つ目のポツで「保育所において、親へのアプローチを通じて子供の生活を支援する体制を整えることが必要」という文言がありまして、これは阿部先生の御発言はここで含んで表現を入れさせていただいたつもりでございましたが、先ほどの御発言の趣旨でこの言葉で足りないとか、この場所でないほうがいいのではないかということであれば、またそれで補っていただくような形でどうかと思います。

○宮本座長 どうぞ。

○山野構成員 ありがとうございます。

フォローしていただきましたが、子ども審議会のほうでもいろいろ委員をさせていただいていますが、生活支援というのは保護者が主語でこちらの教育支援というものは子どもが主語という意味では、こちらにも要るのではないかと思います。

○小野家庭福祉課長 先生方の御意見として受け止めたいと思います。

○宮本座長 では、子どもの視点としての部分と親からの視点という両方とも必要だということ、反映させたいと思います。

そのほかいかがでしょうか。

○小河構成員 (2)の学資の支援のところでは申し上げますと、奨学金のことをしっかり書いていただいております。

ただ、2つ目のところに民間給付型は成績要件が厳しくとありますが、一方で実は民間のみならず、学生支援機構の奨学金でも成績によって無利子ということになっています。今、東京大学の場合は世帯年収が400万以下の場合には完全に授業料免除という制度があって、例えばそれに見合うように400万以下については成績を問わず完全に無利子の奨学金を学生支援機構でも使えるのだとか、そういった成績ベースではなくて、ニードベースでの奨学金制度というものはすごく意味があると思いますということが1点。

あとは、住居支援のことについては、末富先生が大分御発言をいただいたのですが、首都圏の子どもでも例えば児童養護施設にいる子どもなどの住居の問題等もあるわけですから、地方の子どものみならず、そういった子どもたちすべてがカバーできるということも大切かと思っております。

以上です。

○宮本座長 よろしいかと思えます。

そのほか御意見いただきますのは、4ページから5ページの上の(8)まで御意見をいただく必要がありました。どうぞ。

○道中構成員 すみません。2ページのところで後戻りさせていただきます。

1点だけ、3の1の2つ目の○、就学援助制度の充実というところがございます。これは実は生活保護基準の金額がベースになっておりまして、今般、生活保護基準が下がったときに連動してこういった就学援助の基準が各自治体でばらばらに運用されるという実態があります。そこは実施事務として就学援助の基準額の算定根拠を明示し、何らかの形で周知徹底を図ることが重要です。もちろん生活保護の基準には地域別という基準はあるのですが、算定が標準3人世帯をとるとか、標準4人世帯にするとか、あるいはそこにいろんな費目を積み上げる方式が自治体によって異なるという問題があります。したがって、財政事情の厳しい自治体では就学援助の基準が厳しく抑制されることになるわけです。ここは、就学援助を受けている受給率だけを見ますと全然見えないのです。だから、各自治体の算定根拠がどうなっているかということ进行调查した上で、条件整理をする必要があります。就学援助対象の根拠となる生活保護費の算定基準のエレメント、算定根拠のエレメントをはっきりと明示するということによって、この自治体間格差というものが是正されるということになります。

○宮本座長 大事な御指摘だと思います。それは、いただいております。

そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

○末富構成員 宮本先生、すみません、8までの内容をざっと言っていいのか、それとも(2)のあたりを言った方がいいのか、どちらでしょうか。

○宮本座長 (8)までですね。

○末富構成員 今、言ってしまっていていいわけですね。

○宮本座長 はい、どうぞ。

○末富構成員 私も道中先生がおっしゃったところで、自治体間格差なのですけれども、何についての自治体間格差かは定義しておく必要があります。基準額と対象費目の自治体間格差というふうに明示しておいていただきたいということですね。

それから、ざっくり主要なところを申し上げておきますと、「(3)学校における確かな学力の保障」のところ、ちょっと高校に関してなのですが、若干表現が厳しい感じがいたしまして、(3)の3つ目の○で定時制高校であれば、半分が退学という調査結果というのは、私のプレゼンの資料のほうでは定時制の場合だと、全体的なデータは11.5%で、合計データで、かなり要保護世帯出身の生徒の高校中退率が、全日制、定時制含めて1.5%が全体の数値に対して要保護世帯に限ると5.27%高くなっているのですが、半分は、若干大胆な表現かなと思いました。



ただし、その下の文言なのですが、就学を継続していくための支援というのが、ここももう少し具体的に書き込んでおく必要があります。まず、後の給付金とも関わりますが、経済面、それから、生活面、それから学力面での支援というのが、多分、組み合わせられないと、就学の維持ということにはつながりませんので、支援の内容の今のような要素を入れておいていただいて、具体化いただくということが必要かと思います。

その下のキャリア教育・職業教育の推進のところ、これは、多分、私も厳しいことを申し上げてしまったのですが、実業系高校とかの中堅進学校というふうに名指ししてしまうと、都道府県で頑張られているところもある中で、ちょっと厳しい状況に立たされてしまうので、具体的な対象校は、最初の「実業系の高校や停滞している中堅進学校など」のところは削っていただいてもいいのではないかと思います。多様な進学先に応じた学校の支援の在り方については検討いただいてもいいかと思います。

あと、下の普通科高校の文言については、宮本先生の御意見も必要かと思いますが、課題を抱える高校全般に対する支援というものを重視したほうがいいのではないかと。これは、普通科、職業科だとか関わらず、それから全日制、定時制、通信制、単位制関わらず、課題を抱える高校に対する支援策を全体として拡充させていくほうがよろしいかと思えます。高校全般における社会的、職業的自立のための制度整備といった視点から、タイトルももう少し限定的でない、高校に対する支援一般、例えば社会的、職業的自立のための高校教育の体制整備とかに、もう少し大まかな表現に改められたほうが、むしろ高校のほうの取組というのもやりやすいのではないかと考えます。

それから、まとめてなのですが、次のページに行きまして、4ページの一番上なのですが、学校での放課後教育の支援は大事なのですが「教員による」という文言は削除いただいてもよろしいでしょうか。なぜかという、教員にのみ負担がし寄せられるようでは、維持可能な仕組みではないので、現実には、やはり、支援員等含めてあるいは地域の人材を含めて多様な人材が関わっているということもございますので「教員による」は削除いただいたほうがいいかなということ。それ以外の「重層的に学習支援」というのは、文言どおりで結構かと思えます。

とりあえず、以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

今、末富構成員が言われた高校のところ、私も高校のところは発言したので、これは大事かと思えます。今、適切にお話しいただいたのですけれども、3ページの(3)の最後の○のところですね。高校の体制整備の問題ですけれども、ここのところで、仕事につくための教育と就職支援に盛り込むべきものとして一つ入れていただく必要があるのかなと。

それと関わった形で、例えば、衣食住を学ぶための教育の強化とか、それは、末富構成員が、その上の「○ 高校等における就学継続のための支援」というところで言われたのですけれども、就学継続のための支援だけでなく、社会に出るために仕事につく教育と同時に生活の自立のための訓練ですね、これは特段に、ある一定の高校では必要だと、その

あたりがきちんと一体化しない限りは効果が上がらないというようなことは、ここはきちんと書き込んでいただくといいのではないかと思います。

どうぞ。

○高橋構成員 自分も（３）の就学継続のためのところなのですが、学生の中でも精神的な貧困が問題だろうと話題に上がりまして、孤立、経済的困窮で生きづらさを抱えると、せっかく進学したにも関わらず、続けていく意欲や気力を失って、結局、ドロップアウトしてしまうと、そういう状態が、自分の友人だとか、周りにもいたと。では、そういった方々をどうカバーしていくかということで、以前お話しした、あしなが育英会のサマーキャンプなどの取組は、共感だとか、つながりだとか、自分のロールモデルになるような方がいるだとか、そういったことが重要だと思います。ピアサポートたメンター制度など、そのような取組も重要だと思います。悩みを抱える学生が互いに話し合える、ネットワーク構築の支援もしていただきたいと思います。

○宮本座長 そうですね。それは、ここにに入れていただくといいと思いますね。

どうぞ。

○鉄崎構成員 ちょっと、これを見ながら単なる疑問なのですが、高校中退、高校卒業とか、それはあれなのですが、中学を出て就職している、そういう子供が上に行けず、中学校を出て就職している子供たち、この人たちの調査というか、追跡は要らないのでしょうか。きっとそれなりに条件も悪くて就職していると思うのですが、それに対する支援とか、どういう状態でのかなというのが、今、聞きながらふっと気になったのですけれども。

○宮本座長 中卒で社会に出た人と、それから、高校に入ったけれども中退した人。

○鉄崎構成員 中学をちゃんと出て、それなりに就職をしても、結局、ずっと早いうちに就職した人は格差がついたまま一生行かないといけないのかなと。

○宮本座長 内閣府で数年前に、高校中退の調査をやって、私はそのときのメンバーだったのですが、そのときの問題意識は、中卒であろうと、中退であろうと、そのまま社会に出た人の、その後は誰も把握していないという問題で、それで全国調査をやってみて、把握できる範囲の中で把握したのですけれども、やはりそのときに、報告書にも書かれていますけれども、たとえば学校へ行っていないくとも、職業訓練その他教育訓練の場を、少なくとも18歳まで保障するとか、そういう仕組みが必要だということでありましたけれども、今回、そういえば入っていませんね。

○鉄崎構成員 ちょっとそれに目をやってやれば、その子たちも元気でやれると思うのですけれども。

○宮本座長 ヨーロッパなどは、今、18歳までは学校に在籍していようが、いまいが教育または訓練の保障が政策になっています。日本などは、まさにそれが必要な状態にありますね。ちょっとどこかに、そのあたりのところを入れておいてほしいですね。

○新保座長代理 その点でしたら、8ページに「4. 子供の貧困に関する調査研究」の項

目がありますので、その内容に含めるという整理の仕方が、よろしいかなと思います。

○宮本座長 では、それを加えていただき、その調査の中で出てきた実態をもとにして、何が必要かというのが当然出てくると思います。

そのほか、いかがですか。

どうぞ。

○大塩構成員 4 ページの「(7) 生活困窮世帯等への学習支援」の1 番目ですけれども「生活困窮世帯等への学習支援」のところの「貧困の連鎖を断つためには、最低限高校を卒業するというのも効果的であり」で、高校を卒業することだけに限られていますけれども、ここに最低限高校を卒業することはもちろん、大学等への進学が保障されることも効果的でありということで、大学へもつながるような保障をしていただきたいと思います。

○宮本座長 どうぞ。

○小河構成員 (3) のところの3 つ目の○ですね。先ほどの定時制高校の云々の話ですが、これは、定時制高校を通っている子には、働く場についても拡充するというのも大切かと思います。そういった表現があると、ありがたいと思います。

それから、5 番目のソーシャルワーカーの配置の充実、一番上のところに、ソーシャルワーカーは学校教育現場と福祉サービス、その後に地域資源というのも入れたらどうかと思います。

6 番目の一番上の○です。真ん中に、これもソーシャルワーカーの役割の中で、民生委員等入っているのですが、NPO という表現もぜひ入れていただきたいと思います。

続いて、今、7 番目、大塩構成員からお話がありましたけれども、あわせてここで生活困窮者の中退の予防という予防の観点からも、ぜひそこにも学習支援の中にも入れるということはいかがかと思います。

最後の8 番目、これは、私どもずっと申し上げている基金の問題なのですが、これは教育支援というところの中でのくくりで、「官民共同で子供の貧困対策に関する基金を創設し」ということにあるのですが、もちろん教育支援もそうなのですが、生活支援だとか、あらゆる分野にわたっての用途ということが望ましいのではないかと思いますので、これを入れていただいたことはありがたいのですが、場所の置き方が、どこに置いていただくのいいかということも御検討いただければありがたいと思います。

以上です。

○宮本座長 どうぞ。

○大山構成員 先ほどお話がありました、大塩構成員の生活保護世帯の大学進学に関してなのですが、もし、大学進学まで踏み込むのであれば、現状、生活保護を受けながら大学進学というのは認められておりませんので、そういった生活保護上の取り扱いについても検討していく必要性が出てくるかと思います。

○大塩構成員 よろしいですか。

○宮本座長 どうぞ。

○大塩構成員 大山構成員の御意見、現状、そうだとすることは把握しておりますけれども、この文言の中では、生活保護世帯だけではなく、生活困窮世帯への支援についても書き込まれていますので、そのようにつけ加えていただきたいということで、発言をいたしました。

○宮本座長 どうぞ。

○山野構成員 今の点は、湯澤先生のプレゼンにもあったと思うのですが、貧困問題、生活保護の問題、子供の貧困の問題、関連していきますので、こちらがこうだからこうだという議論ではなく、やはり子供の貧困ということを中心に考えて、関連する法律とか、部署にも提言していけるように、まとめていくというのでいいのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○宮本座長 そうすると、今、うまくまとめていくというのは、具体的にいうと、どこにどういうふうな。

○山野構成員 なので、大塩構成員のおっしゃった文言で、生活保護法の現状の生活保護法に、ここで気遣う必要はないのではないかという意味です。

○宮本座長 どうですか。

○大山構成員 申し訳ない、私の指摘につき、補足で説明させていただきます。私自身も大学の進学を否定するものではなくて、もし、大塩構成員がおっしゃるように、私も大学進学は必要だと思っておりますので、そのあたりの生活保護法の視点も含めて、文言的にそういった部分も含めて検討を進めていくというような文言をあわせて入れたほうがいいのではないかという意見でございます。言葉足らずで申しわけございません。

○宮本座長 よろしいですね。では、そういうことで、文言のつくり方を工夫して。  
どうぞ。

○新保座長代理 4ページの(5)の2つ目の○のところ、下から2行目のところに、優先順位などを考慮する必要があるという指摘があります。これは、多分私が発言で申し上げたことだと思いますが、他の項目も優先順位を考慮する必要があると思しますので、ここだけ書いておくというのは、少し目立つような気がいたしますので、ここは削除していただけないかなと思います。具体的に言うと「また」から「必要があるが」のところまでを削除していただきたいと思っております。

○宮本座長 ちょうど同じケースですので申しますと、(6)の2つ目の○に「認定こども園における体制整備」というところがありますけれども、認定こども園は今、子ども・子育て支援制度で、既に動いていますので、ちょっとこの表現は適切ではないような気がするのですが、この御発言をした方、これはどういうふうな直せばよろしいでしょうか。認定こども園は既にもうできていて、しかも、これからそこを増やしていくということで、それから、特に地域の福祉と教育の連携の機能を認定こども園が持つということは、今、制度として既にうたわれているのですが、ここに盛り込むとしたら何を言えばよろしいのか、ちょっと表現が適切かどうかという感じがしたんですが。

どうぞ。

○末富構成員 私は、認定こども園についての発言をした記憶はないのですが、ただ、この部分は、私も読み返しております、1つ目の○と2つ目の○は多分つながっていて、まず、学校から子どもの貧困に対する問題発信ができるということは大事なのですけれども、問題は、認定こども園というよりは、就学前教育からの体制整備ということが非常に重要でして、先進的な自治体でも就学前教育の段階から、というか乳幼児検診の段階からですが、児童虐待の疑い例であるとか、あるいは注意が必要な世帯のカルテをつくっていて、それを乳幼児期にカルテをつくり、就学前教育、小、中とつなげていくということをしております。就学前教育あるいは乳幼児期を含めてもいいのですが、ここは教育支援なので、例えば就学前教育における体制整備として、認定こども園に限らず、保育園、幼稚園、認定こども園すべてを含めた連携体制ということを強調しておけばいいかなと思われまます。

○宮本座長 今、全国の自治体で準備している子ども・子育て新制度の体制づくりでいうと、地域子育て支援を認定こども園は実施義務が課せられている。さらに、幼稚園と保育所については、地域子育て支援をした場合には加算を給付することになっているということで、認定こども園はもちろんのこと、幼稚園、保育所も地域子育て支援の、そして、今回のこれで言うと、教育と福祉の連携というか、連続と言いますか、そのあたりの担い手になるというようなことが既に進んでいますので、何かそこらを書くということによろしいですね。

そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

○山野構成員 細かいことですが、その上の(6)の1つ目の○のところに、児童相談所とかはあるのですが、今、話題になっています市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関とか、市町村の相談室、相談部門というのが抜けているのではないかと思います。

○宮本座長 そうしましたら、まだもしかするとあるかもしれませんが、ちょっと先へ行きたいと思います。

次は、生活の支援ですね。5ページの2になります。新たに御意見がありましたら、お願いします。

どうぞ。

○高橋構成員 2の(1)なのですが、○の1つ目の点で「生活保護基準以下の収入の親が多数いる」とありますが、ここの収入が生活保護基準以下であれば、きちんと生活保護につなげるような相談体制が必要だと、文言をしていただければと思います。

私も父が亡くなったとき、生活保護のことは全く思いつきませんでした。対象者を生活保護制度につなぐための相談体制の整備と、さらに経済的な自立のための準備期間としても、生活保護制度を柔軟に適用していく必要があると思います。

その上で、末富先生もおっしゃっていましたが、子供への支援を、生活保護を受けて、

かつ子供への支援を積み増していくということが重要だと思います。

以上です。

○宮本座長 よろしいですね。

どうぞ。

○大塩構成員 同じく「（１）保護者の自立支援」の１番目の○の３番目に「保育所において、親へのアプローチなどを通じて、子供の生活を支援する体制を整えることが必要」と書き込んでいただいていますけれども、さらに保育士に子供の貧困への理解を深めるカリキュラムなり教育を実施することが必要ということで書き込んでいただきたいと思いません。

○宮本座長 よろしいですね。ちょっとついでに今のところ、保育所と書いてありますが、これは、制度だけではなくて、例えば、先ほどの子ども・子育て新制度でいうと、学童保育、それから、児童館とか、あと認定こども園、これも同じように親へのアプローチを通じて子供の生活支援の体制を整える地域の機関としては重要な位置づけがあるだというふうに思いますので。

どうぞ。

○道中構成員 私のほうから、６ページから７ページの（５）のところの意見でございます。さまざまなジャンル、領域で保健あるいは福祉のフィールドで関わっているマンパワーの実施体制の問題を指摘したいと思えます。

支援の中核的な担い手である方々が、厳しい感情労働の中で慢性的ストレスによりバーンアウトしたり離職を余儀なくされる実態にあります。実は支援する人の支援をする人の確保ということなのです。つまりスーパービジョンの体制このことなのです。また、人員の人数の確保以外にも、一定、やはり質の確保、きっちりクオリティーを持った人を適切に配置するということが非常に重要なことでございます。例えば、生活保護のケースワーカーにしても、子どもを大学進学に向けて世帯分離するかどうかとか、そういう自立支援を行う際にアセスメントする力があるかどうか問われています。そういったところは、かなり専門性を問われる部分が出てきます。子どもを含めて支援を要する方々に対するさまざまなフィールドの裾野が広がっています。L字型構造のように、何々支援員とか、何々カウンセラーとか等々、各々の領域ごとに専門家がみんな張りついているということなのですけれども、そういう支援に側の方々が果たして、スペシャリストではあるのですけれども、プロフェッションではない現実があります。要するに専門性というところが非常に弱いのですね。

ですので、そこも職種採用の実施と言いましょいか、あるいは業務独占を少し図るような必要があるのではないかとということが指摘されます。「社会福祉主事」の任用資格では対応できません。保健のジャンルでは、そういう専門性がみんな担保され職種採用されているというのが非常に多いのですけれども、福祉ジャンルに限っては、残念ながら本当に一生懸命されているのですけれども、なかなかその辺の専門性の担保が、例えば、国家資

格を有するか、社会福祉士でありますとか、精神保健福祉士でありますとか、そういうところが非常に弱い。例えば、福祉を担う中核となっている福祉事務所のケースワーカーの皆さん方は、国家資格であります社会福祉士、これはもう27年目が来ようとしているのですけれども、4%台。スーパーバイズする、ケースワーカーのためにケースワーカーがいるというようなことをございますけれども、そんなスーパービジョンで展開される人は3.6%の配置しかないという恥ずかしい実態にあります。

それで、制度発足当時、社会福祉法のところから社会福祉主事制度という形が動いていまして、それが1950年からずっと続いてきているのですね。資格が社会福祉士と社会福祉主事という形で、ダブルスタンダードで動いていますので、自治体は、安直など言いましょいか、専門職採用よりも、むしろ社会福祉主事、三科目主事でもいいということになってしまいます。そういう方々が福祉現場で配置され頑張っておられるということになります。現代のように非常に難しい専門性が問われるというような時代になりますと、やはりそういったクオリティーを担保できているそういった職種をしっかりと担保する必要があります。これは人事政策に関わる自治事務になりますので非常に難しいのしょうけれども、各自治体が、その総務部門で採用する、職種採用するかどうかというのは、それぞれの基礎自治体の判断となります。そんなところで、支える側の人材の確保は非常に難しいのですけれども、そういった取組が図れるように、その支援する人をどうやって育てていくか、場合によっては、先ほどの保育士さんのように、保育士のリトレーニングをやるような、少しソーシャルワーク的な能力を持ってもらうようなとか、さまざまところで福祉を支える側の中核的な福祉人材、クオリティーを担保するための方策をぜひ進めていく必要があります。さまざまなジャンルのその領域のスペシャリストを見ると、必ずしもクオリティーのある方々ではないということですね。ちょっと経験3年ぐらいあれば、すぐそれで何とかカウンセラーとか、何々支援員という形になってきますし、非正規雇用であることからノウハウの継承も困難です。そこらを整理して、一定の支える側の人材のクオリティーの担保というところが非常に大切であると考えます。

○宮本座長 大事な御指摘です。今、道中構成員が言われたこと、これは、どこへ入れればよろしいですか。支援員の質の担保というのが。

○道中構成員 6ページ、7ページの、要するに支援する、支える側の人材育成というように形で担保するかとところで、表現は別にしまして、そういう項目を一項目整理して入れていただくということが大事だと思います。

○宮本座長 どうぞ。

○新保座長代理 今回の道中構成員の御発言については、7ページの2つ目の○の最後のところに「相談支援スキルの向上」と書いてある部分がありますので、その後「及び質の向上」という趣旨で入れるということを原則にして書き加えるということによろしいでしょうか。

○道中構成員 そうですね。そういったコンサルティングの仕事をされたりとか、相談ス

キルというところも、あるいはケースカンファレンスをするとか、そのようなこともすべてここに関わってくるのですね。ですから、そういうアセスメントをする力がなければ、全然支援は進まないということですので、やはり支える側の質向上が、何をさておいても大切だという趣旨でございます。

○宮本座長 どうぞ。

○鉄崎構成員 今、高橋構成員がおっしゃった生活保護以下の収入の親が多数いることからというところで、生活保護ということをごへ、自立のための生活保護というのを書き加えればいいことだったわけですね。

ただ、私はそれを聞いていて、ちょっとこれは保護者の自立支援ということですので、これは生活保護の基準以下の収入の親というのは一生懸命働いているわけなのです。働いて、働いても働いても生活保護までの収入がない。そうしたら生活保護を受けろという、生活保護に持っていったらニュアンスが違うのではないかと思うのです。

ちゃんと勤労しながら収入がそれだけないというものに対しては、生活保護というものではなく、生活保障、働く人が生きていく最低、生活保障というような制度として打ち出してもうわけにはいかないでしょうか。

でないと生活保護をもらうのは大変なことなのです。これを一からもらうことは。収入があつたり、家に貯金があつたりしたらいけないとか、いろいろな制限がありまして、生活保護をもらっている人が働いて、足りない部分は足してくれるのですけれども、一からもらうということは大変なことだし、それをしたくないから一生懸命トリプルワークまでして働いていると思います。

だから、それだけやりながら、これは後の項目に出てくる雇用の確立とかいうところと引っかかると思うのですけれども、ここにその生活保護という文言を入れるのはちょっとどうかなと思うのですが、いかがでしょうか。今、高橋さんがおっしゃった2の1の初めの○ですね。

○山野構成員 答えが1つではなく、生活保護が○か×かということではないと思うのです。だから生活保護も含めて必要な相談支援につなぐことが重要なのではないかと。答えは1つではなく、ケース・バイ・ケースなので。

○鉄崎構成員 確かにそれを使うことも、本当は1つのステップの手段だと思うのだけれども、生活保護しか制度がないというのもちょっと。

○山野構成員 なので、それを含めた相談支援につなぐというものを含めた表現にしたかどうかと思います。

○宮本座長 要するに選択肢をもっと多様にする必要があつて、生活保護かワーキングプアかという状態をどうにかしなければということですね。

○鉄崎構成員 そのワーキングプアをなくすために生活保護では、私はちょっと違うと思うのです。それは違うと思います。

○宮本座長 ですから多様な選択肢で全体としては生活の保障があるべきということによ



ろしいでしょうか。

○鉄崎構成員 ワーキングプアを何か支える1つの制度を国のほうで打ち出してほしいと思うのです。最低生活保障という、生活保護でなしに。

○宮本座長 このあたり御異存はないと思いますので、そのように致したいと思います。

○大塩構成員 7ページの一番上の○なのですけれども、児童養護施設、児童相談所等の体制の整備のところの児童養護施設のところを、厳しい環境にある子どもたちを支えている支援体制の強化は、児童養護施設だけではなく社会的養護施設すべてになりますので、ここの○は社会的養護施設に変えていただいて、それで1行目の「厳しい環境にある子供たちを支える支援体制を強化するため、児童養護施設等社会的養護施設の職員配置基準を引き上げるなど」ということで加えていただきますと、乳児院も情緒障害児短期治療施設もすべての施設が含まれますので、そのようにお願いしたいと思います。

○高橋構成員 (3)のところに、地域との連携についてもまた記載してほしいと思います。制度の網の目から抜け落ちてしまって、アプローチが困難な子どもたちには実際に子どもたちが生活する地域の力が必要不可欠だと思います。具体的にその地域の方が何か変だなと、困っている子どもを見つけて対応するだとか、そういったような地域の子どもの貧困に対するアンテナと対応力を強化する必要があると思います。

具体的には、コミュニティソーシャルワーカーの配置などで、地域の力をうまく活用できるような仕組みづくりをしていただければと思います。

以上です。

○宮本座長 荒川区でもいかに区民のアンテナをたくさん立てていくかと言う取組がされていますね。

○小河構成員 まさに今、宮本先生おっしゃられたように、荒川区の本当にすばらしい例、この前、私は自殺対策についても、すべての部署で取り組んでいらっしゃることを伺いまして、すばらしいなと思いました。

行政の今の荒川区モデルみたいなものをどういうふうに広げていくかがすごく大切なのではないかと。私が言うのも非常におこがましいのですが、行政サービスというのはワンストップにさせていただいて、出前的なアウトリーチも含めたという、そういうようなものもどこか生活支援がいいのか分かりませんが、入れていただきたいということと、支援に当たっては一人一人、それぞれの家庭に寄り添った伴走型の支援というような文言も、どこかに盛り込んでいただくとありがたいと思います。

以上です。

○宮本座長 では、大山構成員。

○大山構成員 私からは5ページの2「(2)子供の生活支援」の児童養護施設等の退所児童の支援に関して、前回、第3回でタイガーマスク基金の方からお話をいただきましたが、大学進学に関してぜひ盛り込んでいただきたいと思いますと考えております。

大学進学時の保障につきましては、他の部分で記述はありますが、児童養護施設の出身

者に関しましては、大学や専門学校等の進学率が一般家庭よりも著しく低いという現状がございますので、改めて項目を立てて書き込んでいただきたい。奨学金ももちろんですが、施設を出た子どもたちにとって特に切実なのが住まいの問題です。今、児童養護施設を回って話を聞いているのですが、家賃の負担がかなり重いという言葉をあちこちで聞きます。一般の御家庭では家の部分は何とか確保できても、施設の子というのは自分でアパートを借りて、奨学金を借りて、学費と生活費と家賃もすべて出さないといけないという状況がございます。この部分、意欲や能力がある子どもに対してチャンスを提供するという視点が必要だと考えております。

また、こうした取組に当たっては、前回もありましたタイガーマスク基金さんを初めとしたNPO等で先進的な取組をしているところがありますので、こういった取組を制度化に向けて何か検討することができないかという視点も必要だと思います。この点もぜひ入れていただきたいと考えております。

以上でございます。

○古瀬構成員 3点ほどございます。

先ほどの高橋構成員の地域との連携は、私も大事な視点だと思っていますので、ぜひその連携の中に見守りという視点も入れていただきたいと思います。実際に荒川区でも民生委員や、町会等が気づいていただいて、いろいろな形で御連絡いただく、通告をいただくということが多いですので、地域の見守りという言葉を入れていただきたいと思います。

5 ページの保護者の生活支援のところ、母親を主語として見たときに、育児不安群へのアウトリーチが区の中で施策が一番ないところがございます、子ども家庭支援センターや保健師に通じている、どちらかと言うと大変なところはあるのですが、あと、乳幼児全戸訪問みたいな元気なお母さんたちに対する支援もあるのですが、ちょっとした不安を抱えている育児不安群、自分から家を出られないとか、自分からサービスにつなげられないとか、そういった育児不安群へのアウトリーチみたいなところも、ここの保護者の健康確保の中に入れていただけたらと思います。

6 ページの子供の居場所づくりに関する支援で、この居場所、相談とか学習とか食事を含めた居場所が今、必要だと考えていて、荒川区の中でも今、民間団体が空き家を借りて立ち上げて、地域の人たちがボランティアでそこに大学生も入ってみたい形でやり始めたところなので、ぜひこの既存の施設だけではなくて、空き家とかそういったところの活用という視点と、この子どもの居場所づくりはターゲットがあるのだろうとあって、ひとり親の御家庭、父子家庭、1人でご飯を食べて孤食になっているお子さんとか生活困窮とか、ここの子どもの居場所のところはどういった家庭なのかといった例示を入れていただけると助かります。

○宮本座長 では、高橋構成員。

○高橋構成員 大山先生の御発言に対してなのですが、実際に児童養護施設を退所して大学を卒業した方の話なのですが、卒業してアパートを借りるにも保証人が必要ですし、奨

学金を借りるのにも保証人が必要ということで、保証人がいないのに保証人が要るということで非常に困ったと。東京都では施設保証ができるので何とかあったという話だったのですけれども、それでも日本学生支援機構の奨学金だと2人保証人が必要なので足りないのです。ですから、施設保証をより拡充して対応しつつ、さらに東京都だけではなく、全国のほかの自治体にも施設保証の取組を広げていただきたいと思います。

以上です。

○宮本座長 山野構成員、どうぞ。

○山野構成員 ちょっと戻るのですけれども、今のことに関連して、先ほど言いそびれたのですが、今の連帯保証人が2人いるというところで、2ページの学資の援助というところで、この壁が大きくて、なかなか申請できないということがおありだという事例もたくさん聞いています。だから連帯保証人の枠組みなどの検討というものができないのかということも1つ思いました。奨学金制度のある意味では拡充です。

もう一点、話を戻して6ページ(3)の関係機関と連携した包括的な支援体制の整備というところで、ここは私がお話した意見だと思うのです。挙げてくださっていて、これは保健所の検診をイメージして、4カ月、10カ月、1歳半、3歳というような法定検診みたいなイメージで、入学時、小学校4年生、中学1年生というように年齢を例えば決めておいたらどうかという意見をさせてもらったものです。

なのでこの書き方が、定期的にスクールソーシャルワーカーがカウンセリングを行うということではなくて、全数把握ができる学校で、先ほど荒川のお話も出ましたが、いろいろところで地域の力を借りてピックアップされたケースをスクリーニングにかけることで、どこに手厚くしないといけないのかということが見えてくる。検診システムをイメージしていただいて、義務教育に入ってから、この学年でピックアップされて援助につなげていく仕組みづくりが必要という意味で言いました。ワーカーがカウンセリングをするという意味で言ったわけではありません。ですので、ここで見えない貧困であるとか、居所不明の話もありましたが、そういう気になっている事例がピックアップされる仕組みをつくる。法定検診とあわせてつくるという意味でした。

○宮本座長 大事な御指摘だと思います。そうしましたら先へ進ませていただいてよろしいでしょうか。

7ページの「3 保護者に対する就労の支援」のところでございます。

高橋構成員、どうぞ。

○高橋構成員 ひとり親の特に母子家庭の高い貧困率が問題になっていると思います。実際に現状の雇用制度は男性の稼ぎ主が前提になっている給与体系で、かつ、女性の労働というのが家計の補完的役割のパート労働に位置づけられている現状があると思います。もちろん状況は変わってきていると思うのですが、それでもまだ現状追いついていないと思います。ですから、この男女間の賃金格差を是正して、かつ、ベースである最低賃金を引き上げていただくことが、ひとり親の母子家庭の高い貧困率を削減する上でも絶対必要だ

と思います。

かつ、正規雇用への条件が整備されていないということもいろいろ御指摘があると思います。特にお子さんが病気になったときです。私も病気になったときには、母に会社を休んでもらうということもありました。そうしますと安定した職に就くことが難しいという状況です。ですので、病児保育の充実や学童保育の保育時間の延長などがとても重要です。また、学童保育の対象が小学3年生までというのも不十分だと思います。小学生を家に1人で残すことは不安だと思います。せめて小学校卒業までは公的な保育制度を整えていただきたいと思います。

かつ、すぐにそういった環境整備を完璧にするというのは難しいと思います。また、整備できたとしてもきっと何らかの例外的な家庭も出てきてしまうと思います。なので、そういった制度がうまくいかないときのための所得再分配が必要だと思います。具体的には税金や社会保険料の負担軽減をしていただきたいのと、負担軽減に加えてさまざまな社会保障給付を児童扶養手当の増額などによって行ってもらいたいと思います。

以上です。

○鉄崎構成員 今、高橋構成員が言っていましたように雇用の問題なのですが、私がいつも雇用形態を考え直してほしいというのは、今のままでありますと非正規雇用しか勤める先がないのです。長期の非正規雇用とか、保険も入れるようにとかいうものを国が考えられていますが、逆にあのために細切れの雇用がすごく出てくるのです。その範囲に当たらないうちに1年できるとか2年できるとか、そういう短期雇用がだんだん増えるような傾向になっていますし、それと非正規の場合はいくら長く働いても退職金の補償もないし、手当は一切ございませんし、ボーナスも補償がないとか、そして休めばそれだけ収入が減るという形で、思い切って私の勝手な考えですけれども、正規社員と非正規社員の率をこれ以上、非正規社員の率を増やしたらいけないとかいうふうな、例えば3対7ぐらいで7の正規、非正規は3しか雇えないというような思い切った雇用形態の改革か、そうでなかったら非正規の時給で働く人の賃金補償、これを生活できるだけの水準にまで上げてもらうとか、そういうことを思い切った政策をとってもらわないと、この貧困の解決はみられないのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。あとはまた児童扶養手当のときに申します。

○宮本座長 今の御指摘の点は、資料でいうとどこになりますでしょうか。

○鉄崎構成員 雇用形態の問題とか書いていますが。

○宮本座長 子どもの貧困の大半はお母さんの低賃金、不安定就労に大きな原因があります。だからそれに対する対策を。

○鉄崎構成員 保護者が普通の労働者、正規雇用の労働者の平均収入並みの収入があると、本当に手当のお世話にもならず学校へも進学させられると思います。だから一番大事な問題だと思います。

○山野構成員 すみません、今の御指摘、7ページの一番下の親の就労機会の確保という

ところで、就労機会がないわけではなくて、今、お話のある賃金の問題とか、この表題を変えていただいて、ここに入れ込むというのはいかがでしょうか。

○鉄崎構成員 就労の機会は、新聞の報道にも出ていますが、求人倍率が上がっているということは確かです。しかし、ダブルワークしてても満足な収入を得られないという現状なのです。

○宮本座長 それではこの文言も少し修正が必要ということですね。

山野構成員、どうぞ。

○山野構成員 これも細かい話で申しわけないですが、その1つ上の親の就労支援というところで、自立支援プログラムであるとかハローワークのことも書かれているのですけれども、就労だけではないですが、母子家庭のヘルパー制度とか、母子家庭に対していろいろ今ある制度がなかなか制限が1年間に何時間とか、非常に使いにくい。実態は使われていないということが多いのです。だからその辺の見直しみたいなことも入れられないかと思いました。

○宮本座長 そうしましたら、大分時間が長くなりましたので、この辺で少し休憩をとることにしたいと思います。

(休 憩)

○宮本座長 それでは、後半を始めたいと思います。

あと「経済的支援」、「子どもの貧困に関する調査研究」、「施策の推進体制等」という3項目が残っております。終了は16時半ということで予定してありますので、あと残った時間の中で最大限御意見をいただければと思います。

それでは、経済的支援、8ページの上のあたりに4と書いてありますが、そこから御意見をいただければと思います。

どうぞ。

○鉄崎構成員 この児童扶養手当の一番上の○ですけれども、児童扶養手当の給付の拡充というところでいろいろ延長とか増額、そして所得制限の拡大になっていきますけれども、この所得制限のところ、ここにぜひ入れていただきたいのは、同居親族の所得で、いくら本人の収入が少なくても児童扶養手当が支給されないという。これを同居の親族の所得制限を撤廃するか、また、そうでなければ所得の額を思い切り広げてほしいのです。今は本人所得の制限と同じ額になっていますので、例えばせめて500~600円は最低線ぐらいで、児童手当の所得制限額ぐらいの金額を同居の親族の場合は認めてやってほしいなと思うのです。

でないと、この児童扶養手当を支給されないことによって医療費の対象にもなりませんし、医療費免除の対象にもなりませんし、どんな制度、例えば日常生活支援制度などを使う場合の所得の制限にも、この児童扶養手当をもらっているかどうかによって決められる

わけなのです。それと、本人の所得が少ないのに親が、兄弟が三百何万もらっていたらもう手当てがもらえないというのは、本人の生活と全然関係ないわけでしょう。同一所帯にしているわけではないのです。そうであるとすれば、これは母子家庭の親と子が別に暮らさないといけないということになると、せっかく親の家と一緒にあって、そして、おじいちゃん、おばあちゃんが寂しいひとり親の子どもを抱えて温めてやる、そういう機会もなくなってくる。家、家族というものを否定されてしまうということになるのではないかなと思うのです。

だから、この同居の場合は、親とか兄弟の収入というのは関係なしに本人の収入で、そして、その間に力を蓄えてお母さんは次に子どもを連れて自立するという段階が踏めると思うのです。ただそこで何もできないと。ずっと言っているのですけれども、所得制限の限度額の中に同居親族の所得というものの項目を一緒に入れていただいて、撤廃するか、制限の幅を広げてもらうか、これをぜひこの際お願いしたいのです。もう何年来言い続けてきているけれども、実現していない問題ですので、せっかくこの大綱ができるときにこれをぜひ入れていただけると、本当に全国の母子家庭、皆さん喜んでくれると思います。本当に悲願でございますので、よろしくお願いします。

○宮本座長 検討が必要ですね。特に同居の場合ですね。

○鉄崎構成員 はい。同居親族の所得の所得制限の撤廃化。

○宮本座長 この件に関して何か補足することはありますか。

○道中構成員 児童扶養手当の充実に関しまして、これまでの経緯の流れから見ますと、給付だけでは自立につながらないということで、母子世帯の母に対する教育とか、あるいは訓練とか、そういうところにシフトしていく、政策転換が図られたところですね。それと国政全体の財源問題として、国庫の負担率という課題がありました。結局、児童扶養手当制度の所管が割を食ってしまったということになりました。ですから、もう一度児童扶養手当の制度創設の趣旨、目的をしっかりと見据え、財源問題に終始することなくシンプルに分かりやすく児童扶養手当の制度設計を見直していただきたい。

以上です。

○鉄崎構成員 本当に根本からつくり直していただけたらと思います。

○宮本座長 高橋さん、どうぞ。

○高橋構成員 児童扶養手当に関してです。現状の雇用制度がひとり親家庭にとって非常に不利なものである以上、所得再分配が必要と先ほど申し上げましたが、児童扶養手当の額自体も非常にまだ不十分だと、前々回、阿部先生も御指摘されましたので、児童扶養手当の給付の額自体も拡大していただくことをお願いしたいです。

その際、額が拡大しても所得制限が厳格化されて結局予算配分は以前とトータルでは変わらないのでは効果がないので、増額する際には所得制限に関しても配慮していただきたいと思います。

以上です。

○宮本座長 どうぞ。

○古瀬構成員 1点だけ経済的支援で、今、みなし寡婦控除の問題が特別区の課長会でも課題になるのですけれども、非婚の母子家庭、父子家庭は寡婦控除を受けられないことについてもともとの国の税法上にはなくて、でも、日弁連のほうはもう婚姻歴があるなしで寡婦控除を受ける、受けられないというのはおかしいという見解も出ている中で、区市町村がこのみなし寡婦控除をやるかやらないかといったところの判断をしているので、ぜひこういった経済的支援であれば、やはり何らかの事情で非婚の母子家庭、父子家庭もいるのでそういった方たちが寡婦控除が受けられるという形の要望を、そういった課題も各自自治体では判断を求められているといったところを補足させていただきます。

○宮本座長 どうぞ。

○小河構成員 私からは医療サービスの確保ということで、ここについては、今、子どものということだけが出てきているわけですが、当然これはお母さんとか保護者も含めた家族、子どもの貧困世帯全体の医療費の軽減ということが大切な視点になってくると思いますので、今、ほとんどの自治体は負担ゼロということなのか、その辺でかなり自治体間格差があるという話も聞いていますので、保護者も含めた部分というのもぜひお願いしたい。

それから、その他の経済支援のところ、児童手当は普遍的な制度ということなのですが、これについても例えば高校生までの支給など、そういったようなところまでを含めた児童手当の拡充も対策の1つとして検討していただければと思います。学生の住宅支援ということはあったわけですが、そのみならず、子どもの貧困世帯全体への、これは生活困窮者支援ということでもあるかと思いますが、世帯への住宅支援そのもの、これもぜひポイントの1つではないかと思います。

以上です。

○宮本座長 では、末富構成員、どうぞ。

○末富構成員 この経済的支援のところなのですけれども、各論の議論というのも先ほどから非常に重要なお話がされているのですが、もう少し枠組み論の話も盛り込まれたほうが良いと考えておまして、休憩の前に議論になっておりました、生活保護なのか、ワーキングプアなのかみたいな議論もありましたけれども、基本的に子どもの貧困を解決していくためには、まず世帯の生活を下支えしなければならない。そのための経済的支援なのだと思うのです。

手当もそうですし、生活保護もそうなのですけれども、生活を下支えた上に教育の支援あるいは就労の支援がなければ、教育の支援や就労の支援だけでも意味がない。私は教育の支援の専門家としてここに出てきていますけれども、それだけを積み重ねたところで効果は低いわけですから、まず、貧困世帯の生活の下支えのための経済的支援であるという枠組みを改めて明確にして、それが子どもの貧困の改善のための大事な条件だという位置づけを改めて項目立てとして入れておいていただけると、この各論がより生きてくる形になるのではないかと思います。

○宮本座長 今回の末富構成員のお話だと、世帯の生活の下支えは「4 経済的支援」の中にもう一つ〇を立てるということでよろしいですか。

○末富構成員 はい。前半の議論のほうで、基本的な方針のところでも御発言が有りましたけれども、改めて経済的支援のところにも入れておいたほうが、各論でこれをすればいいように受け取られるというか、誤解の余地が少なくなるということです。

○宮本座長 高校生などでアルバイトに追われ、授業料がただになっても親の生活が成り立たないで全部親にとられていくというような、そういう悪循環ですね。そういう現象はいっぱいありますけれども、まさにそうですね。全体の家族の生活が成り立たない限りは何をやっても効果はないと思います。

そのほかいかがでしょうか。

どうぞ。

○小河構成員 それに合わせて、今までの議論の中でも取り上げられましたが、やはり再分配ということが今回どこにも言葉は出てきていないのではないかなと思っているのです。これは大きな視点だと思いますので、再分配という言葉をどういうように、何らか入れる必要があるのではないかということになるのではないかと思います。

○宮本座長 これは最初の1のところですね。では、1のところにそのまま再分配の機能をもっと入れ込んでいく。その先、よろしいでしょうか。「4. 子供の貧困に関する調査研究」という部分になります。全般の指標のあたりの議論でもかなり出たことと重なるかと思えますけれども、どうぞ。

○山野構成員 お話の途中で申しわけございません。今おっしゃられかけた前半に挙げた、私が意見で出させてもらった、いろんな指標が要するに評価研究、単に実態がどうなったという、生活保護家庭が何パーセントだったとか、子どもの貧困率が何パーセントだったということだけではなくて、援助をそれぞれ指標化して、それぞれのところで援助をしていったり、制度をつくっていったりするわけですから、その評価をしていく評価研究、評価調査が要るのではないかと思います。

以上です。

○宮本座長 では、どうぞ。

○大山構成員 行政の立場からすると、事業に対する対投資効果というのが常に問われている現状がございます。どうしても実態把握といった形で研究者の方がおっしゃるのですが、役所のほうで欲しいのは、いくら投資に対していくらリターンがあるといった分かりやすい数字なのです。イメージとして、一番近いものは産業連関表です。公共事業などは連関表を使って、いくら公共事業に対していくら投資効果があるというような、数字を入れるとすっと出てくるような仕組み、ツールを持っています。これは子どもの貧困に限らず、もう少し幅広の教育とか福祉全体に言えることかもしれませんが、対人援助サービスを中心とする事業で使える評価ツールです。例えば、500万円を事業として使ったところ、そのツールを使うと1億円の効果があるという試算が出ておりますという説明



ができるような、事業立案の現場で使えるツールの開発もぜひあわせて行っていただきたい。それが汎用性の高いものであれば、子どもの貧困対策を推進するための強力な武器になると考えております。

○宮本座長 どういう調査が必要だということと、誰がとか、どこがそういう数字にしたらいのかということもあわせて何か提案があるといいかと思えます。何かアイデアを持っていらしたら出していただければと思えます。

こういう調査研究、内閣府も毎年毎年いろいろやってらっしゃいますけれども、国がやる調査、自治体もやる調査、より具体的にやるためには、自治体単位で独自に自前でやる必要があるのですけれども、なかなか自治体、それだけの力がないという例もたくさんありまして、大山構成員、これは自治体がこういう調査を担うという場合に何かありますか。

○大山構成員 調査研究と一口に言いますが、データはオートマチックに出てくるものではございません。ひとつのデータを集めるにしても、現場では想像以上に手間がかかるものです。ぜひ調査の作業量についても御検討いただき、その部分の人件費の手当をお願いしたいというのが正直なところでございます。

○宮本座長 どうぞ。

○山野構成員 例えばそれぞれのいろんな学習支援だったら学習支援のプログラムで、このプログラム評価、私もスクールソーシャルワークと学習支援とプログラム評価の研究をしたのですが、それを先ほど大山構成員がおっしゃったような、簡単に入力して評価が出てくるような、見える化するようなものを今開発している途中なのですけれども、そういうことを国の調査研究として開発していき、各自治体が使えるようにしていくというのが理想的なのではないかなと思いました。

○宮本座長 末富構成員、どうぞ。

○末富構成員 多分、それと関連するのですが、イギリスの場合ですと政府のサイトにアクセスして、必要な数値を入力するとさまざま要支援度とか、いくら補助金が受け取れるとか、このプログラムに応募ができるような、非常に簡便なツールが開発されていますし、全部エクセル入力なのです。私もパスワードが必要な最終入力画面の手前まで見ることができるのです。この地域だとこの係数がかかっているかのような算定基準があるのですが、どの自治体からもアクセスできるような、自治体支援型のツールを開発していくというようなことは非常に大事なことです。例えば日本の場合ですと、私も就学援助のところでお話ししましたが、全般的に自治体間格差が大きいというときに、例えばこの政策を推進したいのだがと行政が立案したときに、うちの自治体はどこまで取組が遅れているのかみたいなことの把握が非常に難しいのです。例えば個別の専門家にそれぞれ電話とかメールで問い合わせ、どんなものかみたいなことをざっくり主観的な指標で言われて、政策立案に失敗するという例も私も多々見ておりますので、自治体の中でこれをしていないことが一体どれぐらいありますかといったようなことが明確になれば、行政のみならず、例えば地方議会の議員さんなども含めて、非常に幅広く可視化することが可能になると思われます。

そういったツールがあれば非常に政策が進みやすいと。この大綱は国の範囲ですから、地方の推進体制という意味からして、そういった地方の政策を推進するような支援ツールを開発するというのは重要であるということと、もう一つ、調査研究でいいますと、既存の統計であるとか、データベースの活用ということを入れておく必要があるだろうと。例えばですが、私もプレゼンのときに申し上げましたが、文科省で行われている全国学力・学習状況調査は、学力という観点からですけれども、既に相当な蓄積があります。ただ、問題なのは、例えば低学力であるとか、貧困世帯の子どもたちに限定した経年の分析ができない。何年度の全体データはこうでした、何年度のこの学校のデータはこうでしたというのは分かるのですが、気になる状況にある子どもたちの時系列分析という意味では、まだ分析は閉ざされておりまして、この時系列分析に道を開いていく、そういったデータをつけ加えていくということが重要です。個票データには、点数だけではなくて例えば家庭経済状況ですね。耳塚先生が SES という表現で出されていましたが、それに関する個票データの再分析を可能にしていくことで、かなりの追跡が可能になるはずですよ。

同じように、厚労省で行っている 21 世紀出生児縦断調査、こちらのほうにも例えば就業状況や進路、中退等のデータをつけ加えていくということによって、これもかなりの分析が可能になるはずだと。しかも、それと追加する投入資源は少なくて済むということを考えますと、既存のデータの追跡は非常に大事だと思われま。

○宮本座長 とても重要な御指摘だと思いますので、たくさんの調査が国や自治体や研究機関でありますけれども、改めて子どもの貧困というテーマでもう一度それを再チェックしてみると、使えるもの、使えないもの、それから、ちょっと工夫すれば用立てられそうなものとかいろいろあると思いますけれども、多くの教育関係の調査で日ごろから感じるのは、ほとんど大事なところはとらないという。家庭の状況は全然分からない調査がたくさん行われるので、この貧困対策のためにはほとんど役立たない調査がかなり多いような気がしています。

どうぞ。

○大山構成員 私自身も研究者と一緒にデータベースをつくって調査研究のための基礎資料を集めています。研究者はこういった数字が欲しいということでおっしゃるのですけれども、そのデータを取るためにかかるコストや調査に回答する担当者の顔が見えていないことがあります。この調査をするときにはどの部署の誰に回答してもらわなくてはいけないか、それはどのくらいの負担感なのかとか、この設問の立て方でその方の権限の範囲で回答してもらえるのかとか、どの担当課に投げれば望んだとおりの回答が返ってくるのかといったテクニカルな問題までは、なかなか考えが及ばない。現場の力関係を含めて行政実務を知悉した人間が調査の設計に参加しないと実態の数字がとれなくなってしまいます。こういう表現は失礼かもしれませんが、協力しようという気持ちなくなる調査というのも正直なところあるので、調査研究をする際には、もちろん研究者の分析的な視点もとても大事だとは思いますが、例えば地方自治体の現場の担当者が回答しやすくなるような

設問の設定の仕方、判断しやすい項目の立て方といった部分では、何らかの形で実務に精通した人間と一緒に調査メンバーに加えた上で検討していただくほうが、よりよい数値が取れるのではないかと考えております。

○宮本座長 大事な御指摘で、単なる研究上の興味でやるような調査は許されない、特にこの分野はですね。なので、何のために調査をするか、するのだったらこれで有効に使えるかどうかというのも問われるのだと思うのですけれども、どうぞ。

○小河構成員 法律の第7条に、政府は毎年1回子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施状況を公表しなければならないという項があります。いわゆる白書ということになってくるかと思うのですが、これも調査研究も含めた子どもの貧困白書というようなものをちゃんと本にして、出版して皆さんに見てもらおうというようなこともすごく大切なことではないかなと思いますので、ぜひ入れていただきたいと思います。

○加藤参事官 国民に向けての報告は法律の中で取り組むということになっていますので、どんな形で取りまとめて国民にお伝えするかというのは、やり方としていろいろ検討できると思いますので、御意見も参考にして考えていきたいと思います。

○宮本座長 ありがとうございます。

それでは、最後の「5. 施策の推進体制等」についてということで9ページになりますが、御意見がありましたら、どうぞ。

では、大山構成員、どうぞ。

○大山構成員 その他の最後の丸ポツは私の発言だと思うのですが、ここの部分は3つの内容が1つの丸ポツの中にあります。テクニカルな話なのですが、「子どもの貧困対策の推進に関する法律、生活保護法、生活困窮者自立支援法を一体的に考えた運用が必要」が1つ目、「既存施策で効果が出ているものの継続実施」が2つ目、「類似施策・類似事業の実施へのきめ細やかな配慮」が3つ目と、それぞれ丸ポツ3つで表記をさせていただいて、別々なものとして整理をしていただきたい。

以上です。

○宮本座長 これはよろしいですね。3つになります。

では、高橋構成員、どうぞ。

○高橋構成員 1つ目の○の最後のところの「子供の貧困対策審議会」なのですが、子どもの貧困の当事者、支援者等、どのような方が構成員になるのかということもあわせて記載していただけるとありがたいです。かつ、そういった審議会でもそうなのですから、また別の機会でも、子ども自身が実際に現状の子どもの貧困対策がどうなっているのかというのを子ども自身が意見を表明できるというか、子どもの社会的ニーズが掘り起こせるような、当事者が評価や検証ができる仕組みづくりもあわせてしていただきたいと思います。

実際、いろいろ取りまとめ案に出てきましたが、財源的にも非常に難しいところが多いと思いますが、ぜひそのような難しい点についても「実施」と明記しなくても、せめて「検

討」という形で大綱に盛り込んでいただきたいと思います。この検討会の取りまとめ案で明記されていることはすべて、政府の策定する大綱にも明記してください。

以上です。

○宮本座長 ほかによろしいですか。

どうぞ。

○鉄崎構成員 子どもの貧困というのは目に見えない部分とか、隠れた部分、孤立が非常に多くありまして、貧困や孤立防止キャンペーンなどの国を挙げての広報、啓発活動を実施する、これを大いに広めていただきたいと思います。

それと、今度の大綱は教育、支援、生活、雇用といろいろな部門が一緒になっての子どもの貧困対策になりますので、もちろん厚労省、文科省、いろいろな部門が縦割りでなしに横につながって、すごい連携で確かなものにしていただきたいと思います。だから、先ほどの調査も、当事者としてはいろいろと調査には協力しておりながら、何かが変わったのか、何か響いて分かったのかというような手応えを感じるような制度に進めていただきたいと思います。

思いついたのですけれども、今、行方不明の子どもがたくさんおりますけれども、これなどは本当に徹底的に調査していただきたいのですが、縦割りではなかなか、例えば小学校に入るときに全然返事もないわ、来なかったわというので2年もしたら消してしまうとかではなしに、いろいろな省が横で連携すればきっと見つけれられることですし、何千人もの子どもが行方不明のまま、日本の国におけるのかいないのか分かりませんが、そういう国の状態は本当に異常だと思いますし、そういうこともこの際、やはり貧困と全部つながっていると思うので、これはこの文言とは別ですが、そのように強いものにしていただきたいと思います。

○宮本座長 そうしましたら、5に関しては、大体これでよろしいでしょうか。

○小河構成員 この検討会の中でも、例えば山科醍醐こどものひろばの例だとか、そのほかもちろん行政でもそうですが、官民ともにいろいろ先駆的な事例があるわけですが、このノウハウをどうやって移転していくかということも大切なポイントなのではないか。ノウハウ移転などの事業をサポートしていくことも、推進体制がいいのか、どこがいいのか分かりませんが、ぜひ入れていただくことも1つの大きなポイントではないかと思えます。

○宮本座長 今、おっしゃったのは、最初の○の2つ目のところに「先進事例（ロールモデル）を参考とした取組（制度、仕組み、予算等）の充実」と書いてありますが、ここに何か足していくということですか。

○小河構成員 そうですね。おっしゃるとおり、そこに取組を、例えばノウハウ移転ということも入れていただくといいのではないかなと思います。

○宮本座長 道中構成員、どうぞ。

○道中構成員 9ページの最後の「その他」でございますけれども、先ほど大山氏のほう

から御発言をいただいたのですが、費用対効果ということが行政では常に求められることがあります。そのページが一番上のエビデンスベースのデータを示せるような調査研究の実施が必要だということは、何か政策を打つときに、どうしても裏づけとなるようなものが要ることになります。ところが、子どもの貧困問題を解決するにはどういった政策が必要かといったときに、データがないということが非常に致命的になります。

先ほど先生からイギリスの例のお話がありましたけれども、貧困ということをしつこくしつこくずっと研究をし続けている国と、貧困は存在しないのだというような、これまでの我が国のスタンスの流れとは全然違うのです。これからはそういったデータベースをもとにしっかりと調査研究をするということが大切なのです。

後段の既存施策で効果が出ているものという表現がありますが、一見効果が出ていないものにこそ実は大きな、重要な要素が隠れているものです。仮説として、これは期待されるというものでもきちっとデータが出てこなかったり、効率が悪いということも結構あるのです。それは予測したものが結果のデータとは異なることから棄却されることとなります。しかし、棄却されるものの中にこそ重要な要素が、効率からいったら非常に悪いというものがありますので、そういうものはいくつか事例でも積み重ねることによりまして、新たなセオリーになってくるということなのです。まず実践をやってみることが大事でいろいろな事例を少し積み重ねることをやらなければなりません。そういうことをやることによって、また新たな違いが出てくる、福祉の知見が出てくるということが期待されるわけです。

ですから、最初から効果が出ているものだけに対象を絞らずに、もう少し幅を広げて、期待されるようなものについてはしっかりとやっていき、そういった蓄積が大切であろうと考えます。

○宮本座長 そうすると、今、道中構成員がおっしゃられていることは、ここに1項目足すということですね。モデル事業をやってみる、そして検証してみる。うまくいったもの、うまくいかないものをきちんとエビデンスベースで検証しながらいいものを広めていくことをやるべきだと。それをここへ入れるということによろしいでしょうか。

○道中構成員 はい。

○宮本座長 どうぞ。

○末富構成員 推進体制のところ、やはり入れておいていただきたいのが、地方自治体への支援ですね。これはモデル事業もそうですけれども、例えば子どもの貧困対策という枠組みでどのような施策が望ましいのかといった、都道府県であるとか市町村の担当者を集めた連絡会だとか、そういったことも非常に大事ではないかと思えます。国が推進して、地方が推進して、初めて支援が必要な人たちに支援が届くということですので、ぜひ地方自治体への支援を盛り込んでいただけるといいかなということを強く希望いたします。

○宮本座長 どうぞ。

○古瀬構成員 今、まさに言っていたことをずっとこの間思っていて、国の大綱が

できて、都道府県レベルで計画ができて、いろいろな調査が来ても、それを具体的政策立案に結びつけていく、それも自分のところの自治体の特性とかを生かしながらといったところになりますので、今日も厚労省のホームページを見ていたのですが、いろいろな分野に、施策ができそうな要素はあるのですけれども、それをどうやって自治体のレベルで、新規事業をつくっていくのかというところ、財源がどうなっているのかなど、新規事業を組み立てるところに実は一番自治体はエネルギーが必要です。

ぜひ市区町村への連絡会とか、そういったところには、この事業とこの事業も連携ができるんだよとか、ここから財源をこのようにうまく使えるんだよとか、どうやったら自治体がうまく新しい事業に結びつけていけるのか。

子どもの貧困の部署は今、1つの部署ではないわけで、そういった中ではそれぞれの各部署が、自分たちも子どもの貧困の施策にこういう切り口から取り組めるんだねといったところをぜひ工夫をしていただいて、説明会等にも、子どもの貧困という、では子どもの部署だけでいいのかというとられ方をしないような働きかけをぜひお願いしたいと思います。

○宮本座長 ありがとうございます。

それでは、大山構成員、どうぞ。自治体としていかがでしょうか。

○大山構成員 実現はなかなか難しいかもしれない要望なのですが、国において、地方自治体向けのワンストップサービスを行うことはできないでしょうか。自治体においてワンストップで、困っている人が1カ所で相談に乗ってもらえる体制をつくってほしいという御要望は、ここの会議の中でも出たと思います。しかし、自治体職員も膨大な数ある各制度のひとつひとつまで熟知しているわけではございません。ぜひ国でもワンストップサービスを実行していただいて、子どもの貧困問題に関して何か相談をしたいときに、そこに電話をすると各省庁の担当課につないで、一緒に調整していただけるような仕組みをつくっていただけないでしょうか。自治体職員でも、どこに相談したらいいか分からないことは珍しくありません。つなぐといっても他の部署を紹介するだけではなくて、事業の立ち上げからその後までフォローしていただける場所があると、またすごくいい発想が出てくるのではないかと思ったりもします。なかなか難しいとは思いますが。

○宮本座長 お願いします。

○新保座長代理 先ほど、調査研究のところでも既に出てきていることでもあるのですが、先ほどありました国がすでに実施している既存調査について、それを活用しやすくすることは、国が特に行わなければいけないこととして、今回の検討会を通じて私自身が再認識させていただきました。

それぞれの府省庁が個別に行っている調査研究を相互活用できるような形のデータとしてまとめていくことが必要でしょうし、その際、先ほど御意見がありました、できれば個の変化、個の改善の様子が分かるような調査票にしていくことが必要なのだろうと思います。

これは国がやらないと、個々の自治体が別々の調査項目でやって、とても無駄が生じると思います。それから、それをやらないと、また個々の研究者がやって、これもまた無駄が生じると思います。無駄というのはお金や時間の無駄だけではなくて、調査対象者に対して御迷惑をおかけすることにつながり、かつ、調査結果を相互に活用しにくい状態になりやすいと思います。このため、この領域の調査研究については、国が主導権を持って推進体制を確立させ、既存の調査を十分に活用する方式で、かつ、個の変化が見える形の調査票にしていくということを、ぜひ早い段階で国に行っていただきたいと思います。特に内閣府が中心となって、各省庁と協力していただきながら取りまとめていただきたい。このことは、子どもの貧困対策についての施策の推進体制を築く上でとても大事なこととして明記し、推進していただきたいと思います。

○宮本座長 ありがとうございます。

今、施策の推進体制のところで大體御意見をいただいたかと思ひます。

幸いなことに若干時間に余裕がありますがけれども、今日全体のところで言い落としたこと、最後にこれだけ言いたいということがありましたら、手短かに御発言をいただければ。

全員はもういかないと思ひますので、早い者順でどうぞ。

どうぞ。

○山野構成員 今のお話にも関係するのですがけれども、3点あります。

1つは、教育支援のところでは言い残したことです。夜間中学ということが出ていないので、夜間中学の拡充みたいなことがどこかで入れられないかと思ひたことが1つ。

外国にルーツのある子どもの話は、前の意見の中にアップされていたのですがけれども、そこが書き込まれていないので、それを入れていただきたいということが2つ目です。

3つ目は、私はすごく指標にこだわっているのですがけれども、なぜかという、子ども・若者ビジョンも見せていただいて、本当にきれいに、総花的に押さえられていて、では、実際に具体的にどうしていくのかというところで、自殺の大綱のほうは目標数値があつてというところがあります。この大綱が絵に描いた餅にならないで具体的に動いていくためには、指標というものがすごくポイントになるのではないかと。

今のお話の自治体がどうしていったらいいのかというのも、指標に基づいた評価研究、どれが効果があつたという単純なものだけではなく、何をしていけばいいのかという、全部プロセス評価みたいなことも必要になってくると思ひますので、指標というところをしっかりと、今日出た話を整理していただけたらと思ひます。その指標の中で抜けていたのが、産業界というか、企業側の指標です。例えば、母子家庭の方とか、働く場所の確保はできているけれども、賃金の問題だったり、3カ所で働いていらつしゃつたりというような事態は紹介されました。労働時間や給与保証、優先雇用など企業側にノルマを提示するような指標をつくれなから、思ひます。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○小河構成員 これを具体的に政府の大綱の中に入れていただくかということなのですが、そのポイントとして、私は3段階ぐらいに考えたらいいのではないかと思うのです。

まず、来年度の概算要求の中で反映できるような、短期的なものですぐできる、やるべきことという内容が1つだと思います。これはぜひ、すぐにやっていただくことについてはしっかりと書き込んでいただくことが大切ではないかと思います。

2点目は、この大綱は5年間にわたってという目標があります。中期の、この5年ぐらいのめどの中でぜひ実現していただきたいという、中期的なものについてのくくりの中に入れていただくものが、もう一つのくくり。

最終的には5年でも無理だよと、さらにもうちょっと時間をかけないと現実にやるのはなかなか難しいよ、特に普遍的な制度というのが今日の中でも大分ありましたけれども、そういったものを考えていくのは大変時間がかかり、財源のことも含めて議論も必要かと思えますから、そういったものもあるかと思えます。でも、これを全部落としてしまうのではなくて、そういったものまで視野に入れて、言葉を大綱に残していただく。先ほど高橋構成員からもありましたが、検討という言葉なりをつけても、今日も本当にたくさんの、この4回の議論の中で出てきた言葉を包含していただくような大綱をぜひつくっていただきたいと、強く願っております。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

そのほかいかがですか。

そうしましたら、あと、事務局のほうからこれからのスケジュールですね。今日はたくさんのお意見を私たちは出したわけですが、これからどのようにして進めていくのか、そのあたりが一番関心のあるところをございまして、そのあたりをお話していただきたいと思えます。

○加藤参事官 構成員の皆様には、多くの御意見、本当にありがとうございました。今回第4回は意見の整理の回でもございますので、今後の大綱案策定に向けてのスケジュールということで、御説明させていただきます。

本日6月5日の第4回検討会、本日もさまざまな多角的な意見をいただきまして、当然この第4回分まで含めて、全体の本検討会での意見の整理をさせていただきたいと思えます。この後座長からもあると思えますが、座長のもとでの最後の取りまとめ、構成員の皆様にご了解いただければという運びになります。

この検討会でさまざまな出された意見が整理された形のものを持って、それをベースに、より国民に幅広く意見を求める意味で、パブリックコメントをそのベースでかけさせていただいて、そこでさらにいろいろなお声を頂くということを考えております。

そうした流れの中で、もろもろの御意見、お考えを踏まえて、政府としての大綱案を書



き上げる作業を進めてまいります。まだ固まったスケジュールになっていませんけれども、その大綱案についての政府部内の協議、調整等、最後は閣議決定の事柄でもございますので、そういった政府部内の調整等を図っていきつつ、取り組ませていただこうと思います。

そして、来月、そもそも作成方針で7月目途にということがございますので、来月の中旬のところで、第2回になりますが、総理の下での子どもの貧困対策会議を開催して大綱案を策定し、そして、閣議にお諮りして、閣議決定をいただくという流れ、7月下旬までのところでそういった運びを考えているところでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○宮本座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、若干時間が早いですけれども、このあたりだと思います。

最後に岩渕子ども若者・子育て施策総合推進室長から御挨拶をいただきたいと思います。

○岩渕室長 「子どもの貧困対策に関する検討会」の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

宮本座長を初め、構成員の皆様方、大変お忙しい中で、これまで4回にわたって子どもの貧困対策に関する意見聴取、討議に御対応いただきまして、誠にありがとうございました。

最新の知見に基づく情報、子どもたち、家庭が置かれる厳しい事情、現場でのさまざまな支援、取組をしていらっしゃる状況、必要な施策についてなど、幅広く御意見を頂戴したところでございます。

本検討会での御意見につきましては、本日もたくさんお話を伺わせていただいておりますけれども、本日の分も含めまして4回分、宮本座長のもとで最終的に取りまとめをいたしまして、内閣府特命担当の森大臣に報告をさせていただきます。

今後の日程については、先ほど加藤参事官より御説明申し上げたとおりでございますが、本検討会でいただいた御意見をしっかりと受けとめまして、今後、総合的な見地から大綱案の作成を進めてまいりたいと考えているところでございます。

構成員の皆様方には、引き続き、子どもの貧困対策の推進につきまして、御理解、御協力、御支援を賜りますようお願い申し上げます。御礼の御挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

○宮本座長 それでは、これをもちまして、第4回の会合を終了したいと思います。

この後、私に一任させていただいて、大変なことで責任を感じていますが、構成員の皆様から大変多くの有益な御意見をいただいておりますので、それを最大限生かす形で取りまとめに努めさせていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。